

○桐蔭横浜大学発明評価委員会規則

(平成13年10月1日制定)

最終改正：令和7年5月19日

(目的)

第1条 この規則は、桐蔭横浜大学発明規程（以下「発明規程」という。）第3条に規定する発明評価委員会（以下「本委員会」という。）の組織、運営等を定めるものである。

(審議事項)

第2条 本委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議し、答申する。

- (1) 発明規程第5条の規定による届出があった発明について、特許を受ける権利を本学が承継するか否かを決定すること。
- (2) 既得特許権について、それを維持するか否かを決定すること。
- (3) 2名以上の発明者の間で補償金の分配に関し争いがあったとき、各発明者ごとの金額を決定すること。
- (4) その他発明の評価に関し、学長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 本委員会は委員長、副委員長及び学長が指名する者をもって組織する。

- 2 委員長は、学長により任命された者がこれに当たり、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が選任し、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員は、教授、准教授の中から学長が任命する。
- 5 発明者は、委員長の許可を受けて本委員会に出席し、その発明について意見を申し述べることができる。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(専門員の意見)

第4条 本委員会は届出のあった発明について、あらかじめ専門員の意見を聴取し、審議の参考に供することができる。

(召集)

第5条 本委員会は学長の諮問があったとき、随時召集されるが、緊急の場合は、書類回覧によって、これに代えることができる。

(事務)

第6条 本委員会の事務は、総務部研究推進課が行う。

(守秘義務)

第7条 発明者及び本委員会の関係者は、発明の内容その他発明に関係ある事項について、発明が公開されるまでその秘密を守らなければならない。

附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。